

千葉県告示第199号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和5年3月14日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
わくわく bloom 千城台 千葉県若葉区千城台西1丁目37-8 クリニックモール千城台101号室	株式会社プロミッサテラ 千葉県成田市美郷台三丁目15番地17 ポートアベニュー103号 代表取締役 木村 啓介	令和5年4月1日	1250101316	放課後等デイサービス